

公益財団法人玉野市公園緑化協会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定 平成24年 3月23日 規程第2号
改 正 令和 4年 6月10日 規程第1号

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）及び公益財団法人玉野市公園緑化協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、協会の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者であつて常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条13号で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当及び手数料等の経費で報酬等以外のものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員等には、職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 非常勤役員等には、評議員会、理事会、監査等に出席の都度、1日につき6,500円を支給する。
- 3 非常勤役員等のうち、玉野市の常勤特別職及び一般職には、前項に定める報酬は支給しない。
- 4 常勤役員は、事務局長を兼務するものとし、第1項に定める報酬は支給しない。
- 5 役員等の退職に当たっては、退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等の報酬は、評議員会、理事会、監査等に出席の都度、通貨により直接支給する。ただし本人からの申し出があつたときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

- 2 非常勤役員等の報酬は、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(費 用)

第5条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって

支払うものとする。

2 前項について、その支給額等は、協会旅費支給規程に準ずるものとする。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。

附則（令和4年6月10日規程第1号）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。